

# 第23期 第30回 足立区農業委員会会議議事録

- 1 日 時 令和2年1月14日(火)午後4時
- 2 場 所 足立区役所 中央館8階 災害対策本部室
- 3 出席の委員 1 荒堀安行 2 宇佐美一彦 3 内田宏之 4 鹿濱徳雄  
5 田中太郎吉 6 馬場博文 7 横山恭臣 8 齋藤悦康  
9 寶谷 実 10 吉田 勉 11 星野信雄
- 4 欠席の委員 な し
- 5 出席の職員 事務長 望月義実 主 事 三宅 葵
- 6 議 事 日 程
- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第51号 相続税納税猶予に係る特例適用農地等における3年毎の農業経営継続証明書の発行について
- 日程第3 報 告 事 項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について  
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について  
(3) 生産緑地地区の指定に関する報告について  
(4) 特定生産緑地の指定に関する報告について
- 日程第4 協 議 事 項 (1) 特定生産緑地の指定について  
(2) 第61回東京都農業委員会・農業者大会の参加について  
(3) 農業委員会だより第45号の発行について

## 7 議 事

- 荒 堀 会 長 只今から、第30回足立区農業委員会会議を開会いたします。  
はじめに、日程第1、『議事録署名委員の指名について』です。  
私の方から、議席順に指名いたします。鹿濱委員、田中委員の両名にお願いいたします。
- 荒 堀 会 長 次に、日程第2、議案第51号、『相続税納税猶予に係る特例農地等における3年毎の農業経営継続証明書の発行について』です。  
本件について、事務局から説明願います。
- 事 務 長 (議案第51号について、農業相続人、特例適用農地、相続開始年月日、現地確認日について説明。)
- 荒 堀 会 長 それでは、星野委員から報告をお願いいたします。
- 星 野 委 員 12月18日に事務局2名とともに、農業相続人の特例適用農地の現地調査を行いました。当日は、農業相続人の妻と面談いたしました。(営農状況について説明。)特例適用農地として適正に管理されており、農業経営継続証明書の発行については問題ないと思いますので、皆様のご審議をお願いいたします。
- 荒 堀 会 長 只今の説明について、ご質問はありますか。
- 一 同 ( な し )
- 荒 堀 会 長 それでは、只今の説明のとおり、農業経営継続証明書を発行することといたします。
- 一 同 ( 了 承 )
- 荒 堀 会 長 次に、日程第3、報告事項の1、『農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。  
本件について、事務局から報告願います。
- 事 務 長 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、届出者、施設の概要、届出月日を報告。)
- 荒 堀 会 長 只今の報告について、ご質問はありますか。
- 一 同 ( な し )
- 荒 堀 会 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。
- 一 同 ( 了 承 )
- 荒 堀 会 長 次に、報告事項の2、『農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。  
本件について、事務局から報告願います。
- 事 務 長 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」について、土地の表示、賃貸借の有無、譲受人、譲渡人、施設の概要、届出月日を報告。)
- 荒 堀 会 長 只今の報告について、ご質問はありますか。
- 一 同 ( な し )
- 荒 堀 会 長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。
- 一 同 ( 了 承 )

荒堀会長 次に、報告事項の3、『生産緑地地区の指定に関する報告について』です。

事務局長 本件について、事務局から報告願います。

事務局長 (議案書に従い、「生産緑地地区の指定に関する報告」について、申請者、農業従事者、申請農地所在地、生産緑地指定日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

荒堀会長 番号1の圃場は、生産緑地指定される前から農地として利用されていたのですか。

宇佐美委員 そのとおりです。生産緑地の新規指定にあたり、私と事務局で現地調査を行いました。生産緑地として指定される前から農地として利用されていたため、問題ありません。

内田委員 番号1の農地所有者は、今回指定された生産緑地以外に、別の年に指定を受けた生産緑地も所有しているとのことですが、このように指定年月日の異なる生産緑地を同一人が所有している場合、先に指定された生産緑地と後に指定された生産緑地のそれぞれの買取申出の起算日はどのような扱いとなるのですか。

荒堀会長 それぞれの指定年月日から起算した買取申出基準日が存在することになります。すなわち、先に指定された生産緑地が指定後30年を迎えて特定生産緑地の指定を受けても、後に指定された生産緑地は買取申出基準日を迎えていないため、特定生産緑地ではなく通常の実産緑地として、指定日から起算して30年間の営農義務と行為制限は継続することとなります。

齋藤委員 番号2の実産緑地に係る農業従事者は、圃場と居住地が離れているようですが、今後は圃場まで通って営農するというのですか。

鹿濱委員 そのとおりです。生産緑地の新規指定にあたり、私と事務局で現地調査を行いました。適正な肥培管理が行われており、新たにビニールハウスを設置して施設栽培を行っていく予定と聞いています。

荒堀会長 他に質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一同 (了承)

荒堀会長 次に、報告事項の4、『特定生産緑地の指定に関する報告について』です。

事務局 本件について、事務局から報告願います。

事務局 (議案書に従い、「特定生産緑地の指定に関する報告」について、指定地区数、指定面積、特定生産緑地指定日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一同 (了承)

荒堀会長 次に、日程第4、協議事項の1、『特定生産緑地の指定について』です。本件について、事務局から説明願います。

事務長 (別紙1により、「特定生産緑地の指定」について、申請農地所有者、納税猶予の有無、生産緑地指定日、申請日、現地確認日及び現況を説明。)

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

荒堀会長 今回特定生産緑地の指定申請のあった農地所有者は、農業の後継者はいるのですか。

齋藤委員 (農地所有者の世帯における農業の後継者について説明。)

横山委員 (農地所有者の営農状況について説明。)

鹿濱委員 (農地所有者の営農状況について説明。)

荒堀会長 他に質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、説明のとおり、「申請地は、特定生産緑地に指定できる生産緑地に該当する」と認め、その旨、当委員会の意見として、都市計画課に報告いたします。

一同 (了承)

荒堀会長 次に、協議事項の2、『第61回東京都農業委員会・農業者大会の参加について』です。

本件について、事務局から説明願います。

事務長 (別紙2により、「第61回東京都農業委員会・農業者大会の参加について」を説明。)

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、農業者大会に参加することと決定いたします。

一同 (了承)

荒堀会長 次に、協議事項の3、『農業委員会だより第45号の発行について』です。

本件について、事務局から説明願います。

事務長 (別紙3により、「農業委員会だより第45号の発行について」を説明。)

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、只今の説明のとおり、決定いたします。

一同 (了承)

荒堀会長 他に、何かありますか。

事務長 (①活動報告と今後の予定について②「千住ネギ」の生育状況について③令和2年度特定生産緑地の指定手続きについて④第49回足立区冬花品評展示会の実施結果について⑤第69回関東東海花の展覧会の開催について⑥令和元年度農業功労者表彰受賞者の決定について⑦令和元年度東京都エコ農産物認証の決定について⑧2019年農業委員会事務処理実績の報告について⑨都内農業委員会の活動スローガンの募集について⑩足立区青井シェア畑農園の管理運営状況の報告について、を説明。)

荒堀会長 他に、何かありますか。

一 同 ( な し )

荒 堀 会 長 以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。  
これをもちまして、第30回足立区農業委員会会議を閉会いたします。  
ありがとうございました。